四十四　隊部隊の部の所掌事務を分掌する科又は第十号海上自衛隊部の科の所掌事務を分掌する科の段の長の属する職制上の段階	科長	
四十五　隊の部隊の部の所掌事務を分掌する科又は第十号海上自衛隊部の科の所掌事務を分掌する科の段の長の属する職制上の段階	係長	
四十六　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員	
四十七　この項第二欄第十一号に掲げる部局又は機関等の所掌事務を分掌する職制上の科の段階	科長	十一　海上自衛隊の部隊のうち、部が置かれず科が置かれる部隊
四十八　この項第二欄第十一号に掲げる部局又は機関等の科の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長	
四十九　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員	
五十　この項第二欄第十二号に掲げる部局又は機関等の長の指揮監督を受け、専門的事務を処理し、次号又は第五十二号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	専門官	十二　海上自衛隊の部隊（前二号に掲げるものを除く。）
五十一　この項第二欄第十二号に掲げる部局又は機関等の所掌事務を分掌する班の長の属する職制上の段階	班長	
五十二　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員	

五十三　航空総隊司令部、航空方面隊司令部、航空混成団司令部、航空支援集団司令部及び航空教育集団司令部並びに航空開発実験団の部隊		
五十四　航空総隊司令部の部局又は航空方面隊司令部、航空混成団司令部、航空支援集団司令部及び航空教育集団司令部（これらの機関に相当するものとして航空総隊司令官が定めるものに限る。）の課（これらの課に相当するものとして航空総隊司令官が定めるものを含む。）又は室の長の属する職制上の段階	課長	
五十五　航空総隊司令部又は総務部の所掌事務を分掌する室の班の長の属する職制上の段階	班長	
五十六　航空総隊司令部又は総務部の人事課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長	
五十七　航空総隊司令部の部局又は群の所掌事務を分掌する班の長の属する職制上の段階	班長	
五十八　この項第二欄第十四号に掲げる部局又は機関等に置かれる群の班の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長	
五十九　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員	
六十　この項第二欄第十五号に掲げる部局又は機関等（以下この項において「第十五号航空自衛隊部隊」という。）の所掌事務を分掌する第十五号航空自衛隊部隊の部の長の属する職制上の段階	部長	
六十一　第十五号航空自衛隊部隊の部の所掌事務を分掌する科の長の属する職制上の段階	科長	
六十二　第十五号航空自衛隊部隊の科の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長	

十四　航空団、航空警戒管制団、航空警戒隊、航空管制隊、航空飛行教育団、輸送航空隊及び航空開発実験団

十五　航空自衛隊の部隊のうち、司令部が置かれず部が置かれる部隊